

## 豊島区認証保育所等保護者補助金の交付に関する条例（案）の概要

### 1 目的

認証保育所などを利用するご家庭の負担を軽減するため、認可保育園を利用した場合の保育料との負担の均衡を図るために保育料の一部について補助を行う。

### 2 補助対象施設

- (1) 東京都認証保育所（区外も可）
- (2) 保育ママ
- (3) 臨時保育所

### 3 補助金の額

補助対象施設と契約した基本保育料と認可保育園に入所した場合の保育料との差額を、児童1人につき月額40,000円を限度に補助金を交付する。

差額が40,000円を超える場合は月額40,000円の補助、差額が40,000円を下回る場合は1,000円未満の端数を切り捨てた額が月額の補助となる。

### 4 補助対象者の条件

次のすべての条件に該当する方が対象となる。

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に区内に住民登録または外国人登録があること。
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設と月ぎめ利用契約をしていること。
- (3) 保護者が就労などの理由により児童の保育ができない状況にあること。
- (4) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること。

### 5 事業費

約8,000万円

### 6 施行期日

2011年4月1日